

令和8年度 アクティブシニア・ボランティアポイント制度



仙台市健康福祉局地域包括ケア推進課



目次

- 1 令和8年度本格実施 制度概要 (3ページ～)
- 2 令和7年度モデル事業 実施内容 (7ページ～)
- 3 ポイント付与の対象となる活動 (10ページ～)
- 4 制度への参加方法 (23ページ～)
- 5 アプリの登録手順 (30ページ～)
- 6 はがきの利用手順 (46ページ～)
- 7 よくある質問 (49ページ～)

1 令和8年度本格実施 制度概要

1 制度概要

(1) 概要

高齢者の健康寿命の延伸に向けた取組みを推進するとともに、地域の支え合いの担い手を確保し社会の持続可能性を高めるため、高齢者が介護・フレイル予防やボランティアなどの活動に参加した際に、スマートフォンアプリなどを活用して市内店舗等で利用できるポイントを、活動の運営団体を通じて付与するもの。

(2) 目的

少子高齢化の進展による老人クラブなど様々な地域活動の担い手不足や医療・介護需要増加への対応として、ポイント付与による動機づけを行うことで、高齢者の社会参加を促進し、地域活動等の持続性を確保するとともに、介護・フレイル予防活動を促進し、高齢者の日常生活機能の維持・向上をはかるもの。これにより、市民の皆様は、人生100年時代をできるだけ長く、生き生きと、地域でご活躍いただくこと。

1 制度概要

(3) 実施内容

実施期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※ポイント付与は令和9年2月28日まで

ただし、令和8年度より拡大となる対象団体については8月1日から開始

対象者：仙台市に住民登録のある65歳以上の方

利用上限：1人あたり年度末までで5,000ポイント
(1ポイント=1円とし5,000円分)

利用店舗：市内で営業している店舗のうち、制度への参加を希望する店舗

1 制度概要

(4) ポイントの獲得・利用

ポイントの獲得や利用は、原則としてスマートフォンアプリを使用します。
スマートフォンアプリを活用する理由は、次の4つです。

1

活動したその場でポイントが付与でき、すぐに利用可能となること。

2

ポイント付与履歴を確認することで、ご自身の活動を「見える化」できること。

(活動の種類ごとの確認はできません)

3

プッシュ通知により、仙台市から「介護予防月間」などのポイント対象イベントなどの情報をお届けできること。

4

スマートフォンを使ったことのない方の、スマホデビューのきっかけになりうること。

2 令和7年度モデル事業 実施内容

2 令和7年度モデル事業の実施状況について

- 実施期間：令和7年9月1日～令和8年3月末まで（ただしポイント付与は2月末まで）
- 対象者：仙台市に住民登録のある65歳以上の高齢者
- 利用上限：1人あたり年度末までで5,000ポイント（1ポイント=1円とし5,000円分）
- 利用店舗：市内で営業している店舗のうち、制度に参加している店舗
- 対象活動と付与ポイント
 - (1) 介護・フレイル予防活動への参加 → 一般参加100ポイント、担い手300ポイント
介護予防自主グループ、フレイルサポーターチーム、認知症カフェなど
 - (2) 地域福祉活動を行う団体や福祉施設等での無償で行う奉仕活動への参加 → 200ポイント
老人クラブの社会奉仕活動、市の委託や指定などを行う福祉団体や施設でのボランティア
 - (3) 介護・フレイル予防や地域福祉活動の推進に関するイベントや教室への参加 → 100ポイント
市が主催・共催する介護・フレイル予防や地域福祉関連イベント、地域包括支援センターが主催・共催するイベント

2 令和7年度モデル事業の実施状況について

- アプリ登録者数：約3,800人（令和8年3月末現在）

※スマートフォン未所持等による「はがきユーザー」は、およそ500～700名程度と推定

- 参加店舗数：約260店舗

※イオン、みやぎ生協、ヨークベニマル、ツルハドラッグ、ダイシン、和風レストランまるまつ、ドン・キホーテなど

仙台市 SENDAI CITY
令和7年度モデル事業
仙台市アクティブシニア・ボランティアポイント制度
始まります!!

いぐすペイ
仙台市アクティブシニア・ボランティアポイント制度

いぐすか?!
いぐすべ!!

介護予防・認知症予防キックオフ「オタッジャー」
いぐすをまとめる
活動中に集める
仙台弁こけし

今年度 9/10 ▶ 3/31
※ポイントの付与は2/28(水)まで
※ポイントは令和8年4月1日に締結されます

対象者 仙台市に住民登録のある65歳以上の方

アクティブシニア・ボランティア制度とは?
高齢者の社会参加や健康寿命の延伸を後押しするため、ボランティアや介護・フレイル予防などの活動に応じて、スマートフォンアプリなどを活用して市内店舗等で利用できるポイントを、活動の運営団体を通じて付与する制度です。

ステップ1 地域の活動に参加!
ステップ2 ポイントがもらえる!
ステップ3 ポイントをためてお店へ!
ステップ4 1P=1円として使える!

最大
5,000
ポイント
まで

制度の詳細はこちらのホームページから <https://igusupay.jp/>

仙台市健康福祉局地域包括ケア推進課 歳末に続く

<R7版チラシ>



<みやぎ生協のレジ>

3 ポイント付与の対象となる活動

3 ポイント付与の対象となる活動

市が関わる活動のうち、以下に該当するもの

①

市民の皆様が主体となって取り組む介護・フレイル予防や社会参加につながる活動

②

施設等での
ボランティア
活動

③

介護・フレイル予防や社会参加につながるイベント等への参加

3 ポイント付与の対象となる活動

- ① 市民の皆様が主体となって取り組む介護・フレイル予防や社会参加につながる活動

ポイント付与対象となる活動の判断基準

町内会などの地域団体が行う活動のうち、以下の(1)・(2)の両方に該当する活動が対象となります。

- (1) 地域の高齢者の健康の維持・向上、または社会参加の促進につながる活動であること
(主に団体の運営を目的とする活動や、役員など団体運営の担い手のみが行う活動を除きます)
- (2) 無償で行われる活動であること
(交通費や昼食代など実費相当分の支給は無償とみなします)

3 ポイント付与の対象となる活動

町内会で役員報酬を
もらっている場合は
ポイントもらえないの？

「無償」の考え方について



ポイントは、その活動やイベント単位で付与されます。

役員や班長等に対して年間報酬が支払われていたとしても、その報酬が主として町内会の運営に係る役員等の職務に対して支給されており、地域清掃や防犯活動、各種行事など、個別のイベントや活動を行うごとに支給されるものではない場合は、役員等がイベントや活動を行った場合にポイントを付与していただいても構いません。

同様に、福祉委員や地域福祉活動推進員、民生委員協力員などの活動についても、無償での活動である場合にはポイント付与の対象になります。

3 ポイント付与の対象となる活動

※太字下線が令和8年8月からの変更箇所

① 市民の皆様が主体となって取り組む介護・フレイル予防や社会参加につながる活動

団体運営の担い手
300ポイント

参加者
150ポイント

例えば…

- 介護予防自主グループ
- フレイルサポーターチーム
- シニア世代向け健康づくり講座受講後活動を継続しているグループ
- 認知症カフェ ○老人クラブ（すべての活動）

○チームオレンジ

○町内会 ○地区社協サロン ○公園愛護協力会

○仙台市河川愛護会 ○仙台市学区民体育振興会連合会 等

3 ポイント付与の対象となる活動

「団体運営の担い手」について

どんな人が
300ポイントを
もらえるの？

団体の活動にただ参加するだけではなく、活動日以前から活動の企画や会場の確保など、準備や会の運営に関わっている方のことを指します。

役職を担うもしくは活動の実行を支える役割を担う、運営者、企画者、団体の中心的役割を担う方などを言います。

なお、当日の設営や撤収の補助、受付のみのお手伝い等は原則として「団体運営の担い手」とはなりません。活動の代表者が認める場合には、「団体運営の担い手」として扱っていただいても差支えありません。

※「団体運営の担い手」であっても、活動日に参加していない場合、ポイント付与はされません

3 ポイント付与の対象となる活動

(団体別) 団体運営の担い手の例

介護予防自主グループ	<ul style="list-style-type: none">・養成講座を受講し、介護予防運動サポーターとして企画・運営している方・準サポーターとして団体代表者が認める方
シニア世代向け健康づくり講座 受講後活動を継続しているグループ	<ul style="list-style-type: none">・団体の運営を中心的に担っている方・活動の実施にあたり企画や準備段階から携わっている方
フレイルサポーターチーム	<ul style="list-style-type: none">・養成講座を受講し、フレイルサポーターとして市民協働フレイルチェックを実施している方
認知症カフェ・チームオレンジ	<ul style="list-style-type: none">・運営スタッフとして団体代表者が認める方
町内会 老人クラブ 地区社協 地区社協に登録しているサロン など	<ul style="list-style-type: none">・会長や役員など、日常的に会の運営(※)を担っている方 (※)活動の企画や日時調整など【ただし、活動の当日の参加が必須】・役職はないが、活動の実施にあたり企画や準備段階から携わっていると会長が認める方

3 ポイント付与の対象となる活動

町内会の対象活動について

対象となる活動（例）

- 集会所の維持管理・環境美化(花壇づくり、集団資源回収、地域清掃、河川清掃など)
- 盆踊り・敬老会等の行事(成人祝い会、入学祝い会、敬老祝い会など)
- 防災・防火活動(防災・防火訓練、防災イベントの実施、講座開催など)
- 交通安全・防犯(講座開催、交通安全運動、防犯活動など)
- 趣味・レクリエーション等文化活動(料理・手芸・ダンス講習会、地区民運動会、芋煮会など)
- 健康増進(健康講座開催など)

※ 上記の活動であっても、催し当日以外の企画会議や準備活動の実施、また、有償で行われる活動については、ポイント付与の対象となりませんのでご注意ください。

対象とならない活動（例）

- 総会や役員会、企画会議、研修会(主として団体運営の担い手を対象とするもの)など
- 住民相互の連絡(回覧板、市政だより・町内会だよりの配布、掲示板の管理など)
- 市(区)に対する要望等(地域懇談会の開催、道路・水路改良促進等地域環境整備の要望など)

※ 掲載している町内会活動は一例です。ここに掲載されていない活動は、「判断基準」に沿って判断いただくようお願いいたします。判断に迷う際は、コールセンター(050-5526-2669)までお問い合わせください。

3 ポイント付与の対象となる活動



老人クラブ(※)の対象活動について

【社会奉仕活動】 ※1人で行う活動には「団体運営の担い手」300ポイントは付与されません	<ul style="list-style-type: none"> ●友愛活動 <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者への声掛け ・社会福祉施設への訪問 ・募金活動 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域見守り活動 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全活動 ・防犯活動 ・火災予防運動 ・児童の登下校時の交通活動
	<ul style="list-style-type: none"> ●文化伝承・世代交流 <ul style="list-style-type: none"> ・昔遊び ・凧作成 ・餅つき大会 ・地域のお祭りへの参加 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境美化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域清掃 ・花壇植栽 ・リサイクル活動 ・除草 <p style="text-align: right;">等</p>
【教養向上活動】	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会・教養講座 <ul style="list-style-type: none"> ・各種教養講座 ・各種学習会 ・パソコン教室 ・研修会 ・介護講座 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●趣味活動 <ul style="list-style-type: none"> ・発表会、演芸会 ・その他趣味活動（囲碁・将棋・生け花・俳句・川柳・民謡・詩吟） ・作品展示会 <p style="text-align: right;">等</p>
【健康増進活動】	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートボール ・ウォーキング ・体操（ラジオ体操、早起き会） ・太極拳 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●その他の健康づくり活動 <ul style="list-style-type: none"> ・体力測定 ・健康学習（栄養や保健の勉強会、講習会） <p style="text-align: right;">等</p>

※仙台市老人クラブ連合会に加入している、または本市より活動助成を受けている老人クラブ

3 ポイント付与の対象となる活動

② 施設等でのボランティア活動

参加者
200ポイント

市が運営する施設等でボランティア活動を行った際に、団体・施設などからその方へポイントを付与するものです。

3 ポイント付与の対象となる活動

※太字下線が令和8年8月からの変更箇所

② 施設等でのボランティア活動

ポイント付与対象となる活動の判断基準

下記のいずれかに該当する施設のうち、本制度に参加している施設でのボランティア活動が対象となります。

- ◎ 市が運営する施設でのボランティア活動
- ◎ 市が委託、補助、指定等をしている施設等でのボランティア活動
(福祉関係以外の団体・施設も含む)

※無償の活動であることが条件です。(交通費や昼食代など実費相当分の支給は無償とみなします)

【施設の例】

- 介護保険指定施設
- 有料老人ホーム
- 養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス
- 「せんだいふれあいガイド」掲載の障害者関係施設・団体
- 児童養護施設
- 乳児院
- 「こども食堂助成金」の交付を受けている、または「こども食堂認証事業」の利用団体であるこども食堂
- 児童館
- 等

3 ポイント付与の対象となる活動

③ 介護・フレイル予防や社会参加につながるイベント等への参加

参加者
100ポイント

例えば…

- 仙台市介護予防月間関連イベント（毎年11月）
- 老壮大学
- フレイル健診
- フレイル予防アウトリーチ支援事業
- シニア世代向け健康づくり講座事業
- 地域における支え合い活動講演会
- 仙台市社会福祉協議会が主催するボランティアフォーラム
- アルツハイマーデー記念講演会
- 高齢者生きがい健康祭
- 仙台市運動サポーター養成研修 等

3 ポイント付与の対象となる活動

※太字下線が令和8年8月からの変更箇所

③ 介護・フレイル予防や社会参加につながるイベント等への参加

ポイント付与対象となるイベント等の判断基準

下記のいずれかに該当するイベント等が対象となります。

- ◎ 市が主催や共催を行う介護・フレイル予防や地域福祉活動関連イベント
- ◎ 市や地域包括支援センターが主催する介護予防教室
- ◎ 市の外郭団体が実施するイベント
- ◎ 上記のほか、事業の趣旨にかなうイベントで本市の名義後援を得たもの

※上記に該当するイベント等の主催者・共催者が、本制度への参加を申し込む必要があります。

4 制度への参加方法

4 制度への参加方法について

いぐすペイに参加するには
何をすればいいの？

ポイントがもらえるのは
個人？それとも団体？

スマホの操作が難しそう...

登録って誰がするの？

4 制度への参加方法について

【個人】対象活動に参加される方（ポイント付与を受けられる方）

●スマートフォンを使う

アプリ「いぐすペイ」をダウンロード、初期登録をします。



<アプリ登録時、ご準備いただくもの>

- ・介護保険被保険者証番号
- ・メールアドレス
- ・任意のパスワード

●スタンプカードはがきを使う

スマートフォンをお持ちでない方は、スタンプカードはがきを使用いただくことでポイントを貯めることができます。スタンプカードはがきは団体の代表者の方が配布しています。

令和8年度アクティブシニア・ボランティアポイント					
No.	活動日	参加団体名	団体ID	ポイント	スタンプ
(例)	8/1	〇〇〇クラブ	A000	150	
1	4/1	〇〇〇クラブ	A000	150	
2	4/1	△△△の会	A001	150	
3	6/2	×××センター	B000	300	
4	6/10	□□□クラブ	K000	200	
5	10/2	□□□クラブ	K000	200	
6	/				
7	/				
8	/				
9	/				
10	/				

上記に記入、スタンプを押したものを
1000～1200ポイントたまったら投函してください。
【最終投函日:令和9年3月5日※当日消印有効】
※アプリへポイント移行をご希望の際は、
いぐすペイコールセンター(050-5526-2669)へご連絡ください。



※イメージ

※介護保険被保険者証番号の確認方法は次のページへ

4 制度への参加方法について

介護保険被保険者証番号の「仮登録」について

※令和8年4月から導入されました

- アプリ「いぐすペイ」を登録する際、その場で介護保険被保険者証番号がわからない方は仮の番号「**5555555555**」（5を10個）を入力してください。
※10桁の番号以外はエラーとなります
- 登録日から1週間以内に正式な介護保険被保険者証番号を入力しなおしてください。1週間以内に本登録がなされない場合は、アプリの利用を一部制限します。
- 1週間以内に本登録ができずにアプリの利用が一部制限された後に、介護保険被保険者証番号を入力できてアプリの利用停止を解除したい場合は、いぐすペイコールセンターまでご連絡ください。

番号がわからないけど
今登録したい！！

仮登録

5555555555

※介護保険被保険者証番号の調べ方は次ページ

4 制度への参加方法について

① 介護保険被保険者証で確認 (65歳になる月の前月中旬までに送付されます)

介護保険被保険者証

番号

こちらに記載されている「番号」が介護保険被保険者証番号です。

氏名

生年月日

性別

交付年月日

保険者番号
並びに保険
者の名称及
び印

仙台市青葉区
国分町三丁目7番1号
仙台市

② 介護保険料決定通知書で確認 (4月は年金差引きの方のみ《仮徴収》、 6月は65歳以上の方全員に送付されます)

年度 介護保険料 決定通知書 (仮徴収)

あなたの介護保険料を本書のとおり決定しましたのでお知らせします。

無効

(被保険者氏名) (通知書番号)

● 年度の介護保険料として4月、6月

年金受給月	4月	6月	8月	翌2月
保険料額	円	円		

こちらに記載されている「通知書番号」が介護保険被保険者証番号です。

※前年度の所得段階とは、前々年の収入をもとに設定したものです。
※転出等により本市に保険料を納めていただく必要がなくなった場合でも、特別徴収を停止する事務手続きに時間を要するため、年金から保険料が差し引かれることがあります。納めすぎとなった保険料につきましては、納めていただいた月の翌月以降に還付のお知らせを送付いたしますので、ご確認ください。

●差し引かれるのは、こちらの年金からです。

特別徴収保険者 (年金保険者)	年金の種類
--------------------	-------

●8月以降の保険料額と年額保険料について
8月以降に年金から差し引かれる保険料額と今年度の年額保険料は、6月に送付する通知書でご確認ください。
●今年度の年額保険料は、6月に決定される市町村民税の課税状況等をもとに確定します。
〔参考〕8月以降の保険料額の計算の仕組み
○8月の額：確定した年額保険料から4月・6月の保険料額を差し引き4で割った額(100円未満の端数切り捨て)
○10月以降の額：確定した年額保険料から4月・6月・8月の保険料額を差し引き3で割った額(100円未満の端数がある場合、10月の額に含みます)
●納入通知書や口座振替により納めていただいている方の今年度の介護保険料は、6月にお知らせする予定です。
●本書は、3月中旬時点の状況をもとに作成しています。
●お問い合わせ先

電話番号	郵便番号
------	------

4 制度への参加方法について

【団体】活動団体の方（ポイント付与団体の登録）

団体で活動した方にポイントを付与するためには、事前の申請が必要です。

登録はこちらから



★ 申込は令和8年6月から開始します。

団体様へのポイント付与セットは、7月中旬頃の発送となります。

★ ポイント付与は令和8年8月以降の活動からとなります。

（申込のタイミングによってはポイント付与セットの送付がそれ以降になる場合があります）

※申込用紙でもお申込みも受け付けております。各区・宮城総合支所の障害高齢課や秋保総合支所の保健福祉課、各地域包括支援センターで配布します。

参加団体申請の流れ

1.参加申請

参加団体の代表者さまが電子申請フォーム等で参加申請

2.審査(市・事務局)

事務局で申請内容を審査の上、代表者のご自宅にポイント付与セットを送付

3.付与セット受領

ポイント付与セットを受領
【内容】
利用者マニュアル、ポイント付与用QRコード、スタンプカードはがき、専用スタンプ

4.活動実施・付与

地域活動等の実施

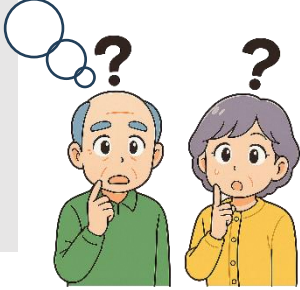
参加者に対し、QRコード等によりポイント付与

※町内会や老人クラブなど複数の団体の代表を兼ねられている場合は、それぞれ参加申請が必要になります！

4 制度への参加方法について

申請する団体の単位について

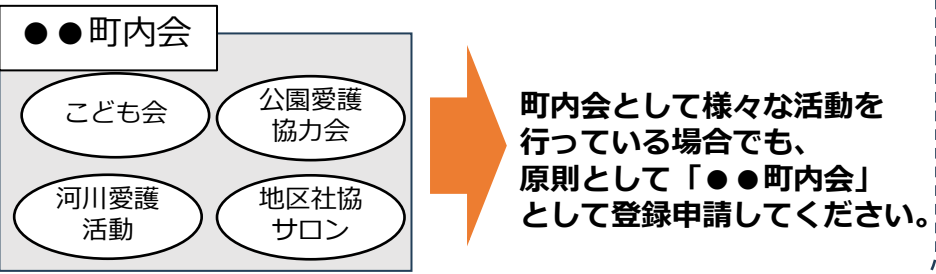
町内会でサロンや河川愛護活動も実施している場合は、どの単位で申請する？



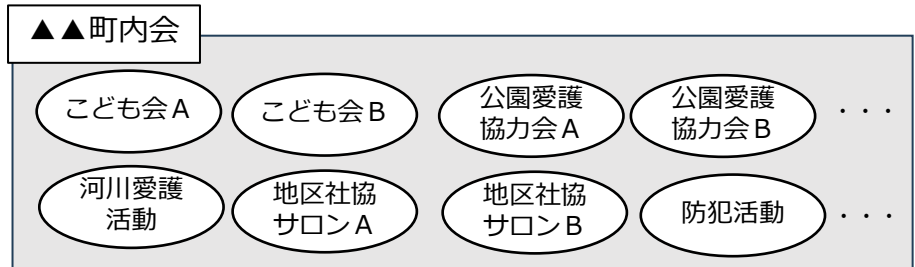
原則として、登録は1団体につき1つです。
なお、例②のように規模が大きく下部組織としていくつもの活動グループがあるなどの場合は、その活動グループごとに申請をいただいても構いません。
その場合は、申請団体の名称を「●●団体(△△部)」などと記載し、下部組織であることがわかるようにご申請ください。

【登録申請のイメージ】

例① (原則)



例②(町内会の活動規模が大きい場合など)



例③ (町内会から独立した活動団体がある場合)



「▲▲町内会(こども会A)」、「▲▲町内会(こども会B)」、「▲▲町内会(公園愛護協力会A)」・・・などとして、個別に登録申請を行っていただいても構いません。
ただし、上部組織(町内会)が主体となって行う活動については、別途「▲▲町内会」としてのお申込みをお願いいたします。
※可能な限り、原則(例①)に沿った申請にご協力ください。
※上部組織(町内会)との関係が把握できるよう、記載例にならって申請団体名を記載ください。

5 アプリの登録手順

アプリのダウンロード・インストール

✓ アプリストアで「いぐすпей」アプリをダウンロード

- ・ iPhoneをご利用の方は【App Store】、Androidをご利用の方は【Google Playストア】よりアプリをダウンロードしてください。
- ・ 各アプリストア上でアプリを探す場合は、「いぐすпей」と検索してください。



アプリアイコン



ダウンロードURL

※スマホ以外で読み込んだ場合、ヘルプページに遷移します。

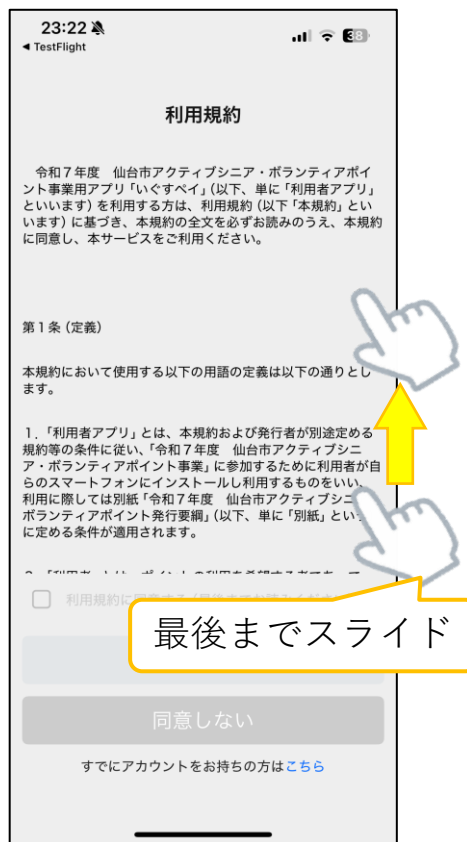
利用者登録

✓ 利用者登録をします（アプリ立ち上げ～利用規約同意）

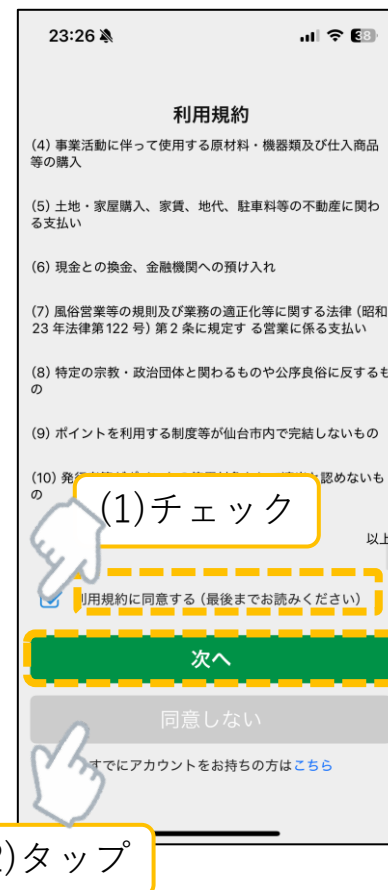
① 「新規会員登録」 ボタンをタップ



② 利用規約をスライドして最後まで読む



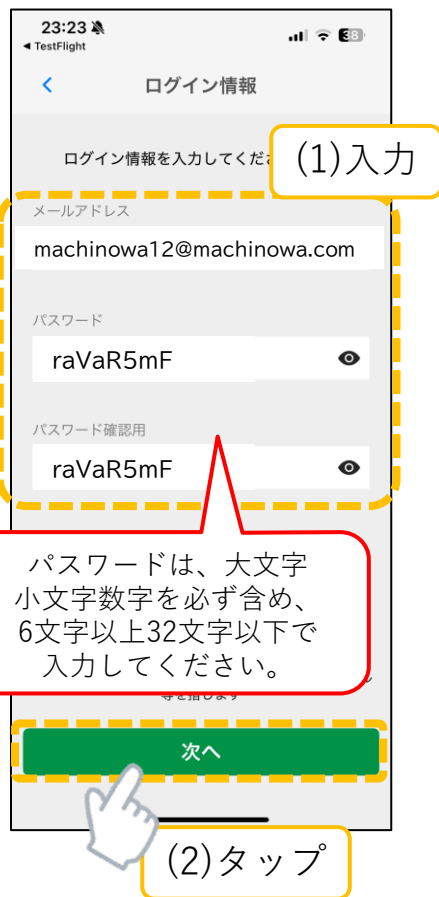
③ 「利用規約に同意する」にチェックして「次へ」をタップ



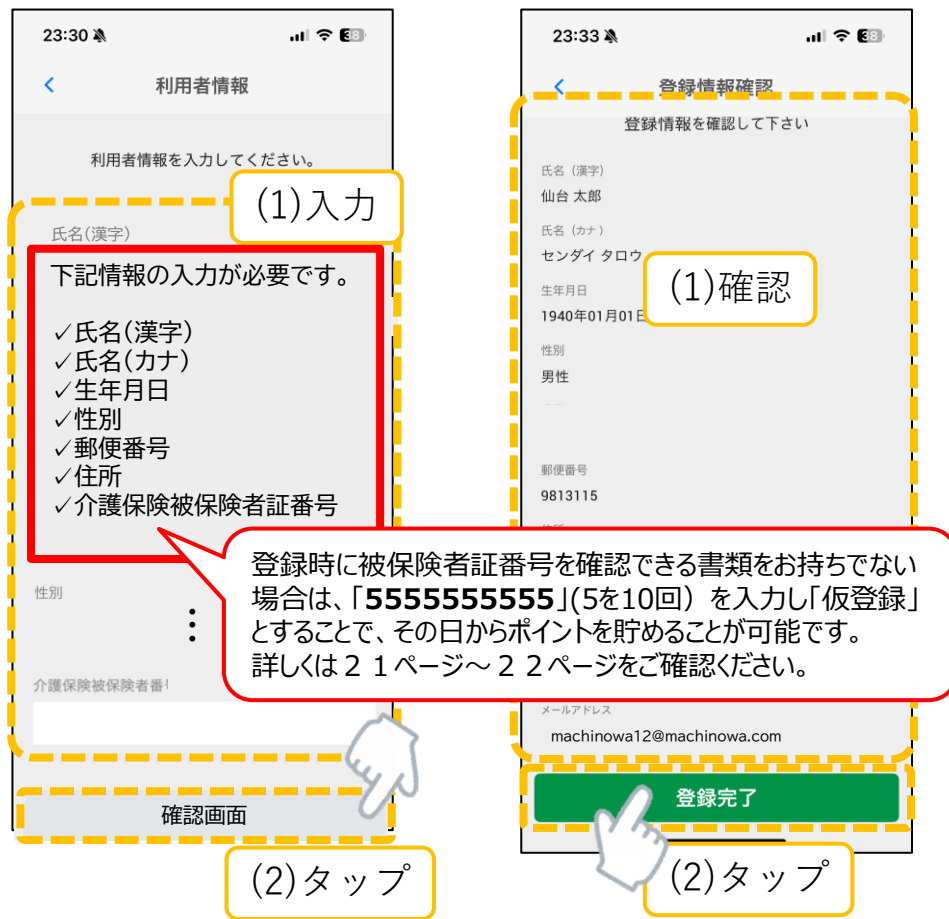
利用者登録

✓ 利用者登録をします (メールアドレス・パスワード・利用者情報登録)

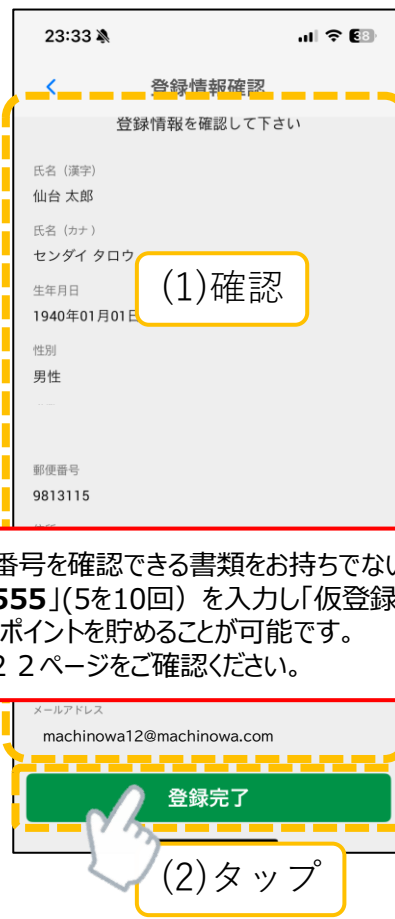
④ メールアドレスとパスワードを入力し「次へ」タップ



⑤ 利用者情報を入力し「確認画面」をタップ



⑥ 入力情報を確認し「登録完了」をタップ

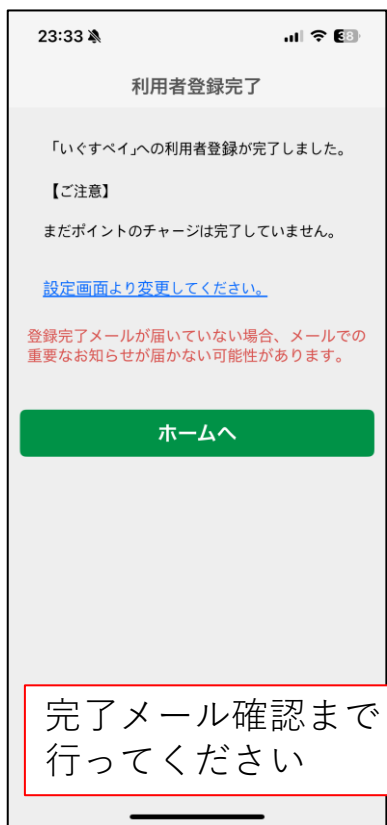


⑦ メールアドレスとパスワードを端末に記憶させる場合は「保存する」をタップ



利用者登録

- ⑧登録完了です。
※登録完了メールを確認してください



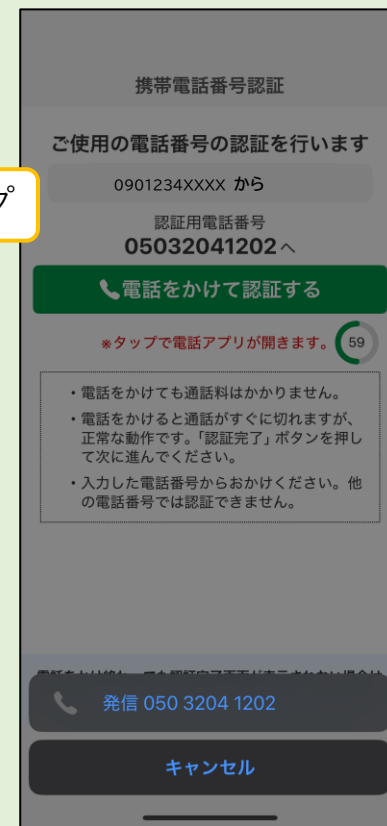
※メールが届かない場合の対応は32ページを確認

※電話番号着信認証

ユーザー登録後に必ず実施する必要があります。

- ①電話番号認証を行います。
利用中の携帯電話番号を入力。

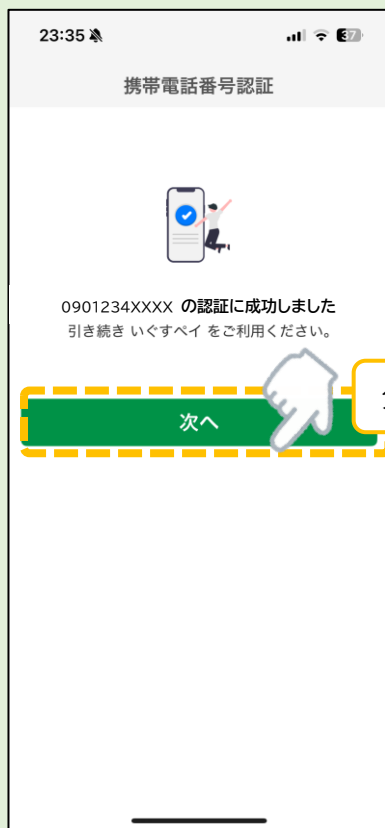
- ②指定番号に発信する



利用者登録

※電話番号着信認証

③認証が完了



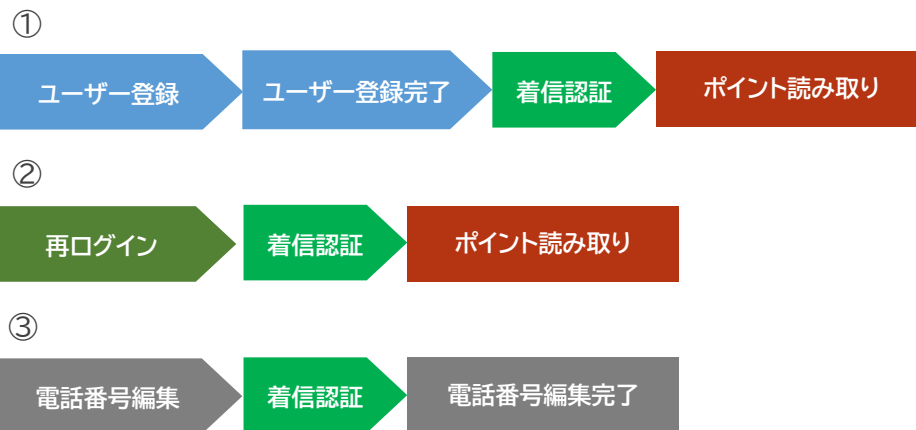
④ホーム画面に遷移



着信認証が必要なタイミング

着信認証は、以下のタイミングで必要となります。

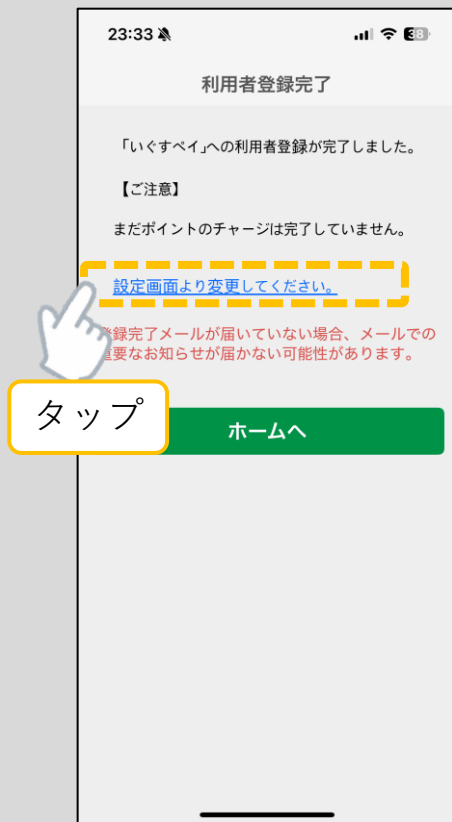
- ①新規アカウント登録時
- ②既にあるアカウントでアプリに再ログイン
- ③電話番号登録済みのアカウントで電話番号を編集



利用者登録

【参考】完了メールが届かない場合の対応

- ① 「設定画面より変更してください」をタップ
※もしくは「アカウント」→「設定」



- ② 「利用者情報」をタップ



- ③ メールアドレスの「編集」をタップ



利用者登録

【参考】完了メールが届かない場合の対応

④「新しいメールアドレス」に入力して「認証メール送信」タップ

メールアプリを立ち上げ
認証コードを確認

16:10 100%

メールアドレス更新

新しいメールアドレスを入力してください。

現在のメールアドレス
machinowa12@machinowa.com

新しいメールアドレス
Machinowa13@machinowa.com

認証メール送信

(1)入力

(2)タップ



★登録するメールアドレス★
ドコモやau、ソフトバンクなどの
キャリアメールは、迷惑メール設定により
メールが届かないことがあります

YahooやGmail、iCloudメールなどの
フリーメールでご登録ください

※迷惑メールフォルダに
入っていないかも確認ください

SoftBank 4G 11:18 73%

認証コード

メールアドレスに送られた認証コードを入力してください。
認証コードは60分間のみ有効です。

認証コード

0 0 0 0

認証する

認証コードを再送信

(1)入力

(2)タップ

アプリのホーム画面

✓ ホーム画面（各機能）について

[バナー]

バナーでのお知らせを表示
タップすると詳細ページに移ります

[ポイント]

ポイントが残額とともに表示されます
ボタンからポイントの利用（決済）や
抽選結果の確認、購入（チャージ）が可能

[お知らせ表示]

直近のお知らせから順に表示し、
タップするとお知らせ詳細を表示

[利用可能店舗]

利用可能店舗（参加店舗）の一覧を表示



複数種類のポイントをお持ちの場合は、ポイントの券面を左右に動かして切り替えの上、ご利用ください。（一度のお会計で令和7年度と令和8年度両方のポイントを合算して利用することは出来ません。）※詳細はP.31

追加するボタン

このボタンは使用しません。

[お知らせ一覧]

お知らせの一覧を表示する

[QRチャージ]

このボタンからポイントを獲得します

[アカウント]

アカウントメニュー表示する

- ・利用履歴一覧
- ・登録情報表示・編集
- ・ヘルプページ
- ・利用規約

ポイントの獲得 1 / 2

✓ ポイントを獲得します（活動に参加した後）

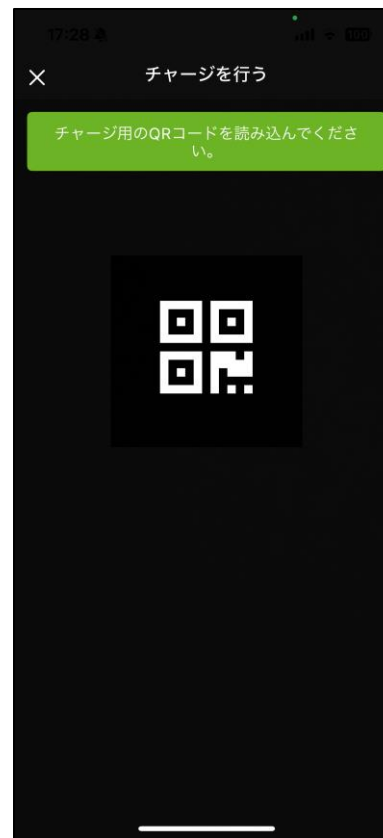
① 「QRチャージ」 をタップ



② 初めて利用する場合
カメラへのアクセスを
「OK」 をタップ



③ 参加団体の責任者が提示する
QRコードを読み込む



ポイントの獲得 2 / 2

✓ ポイントを獲得します（活動に参加した後）

④獲得するポイント数を確認し「チャージする」をタップ



⑤ポイントの獲得が完了



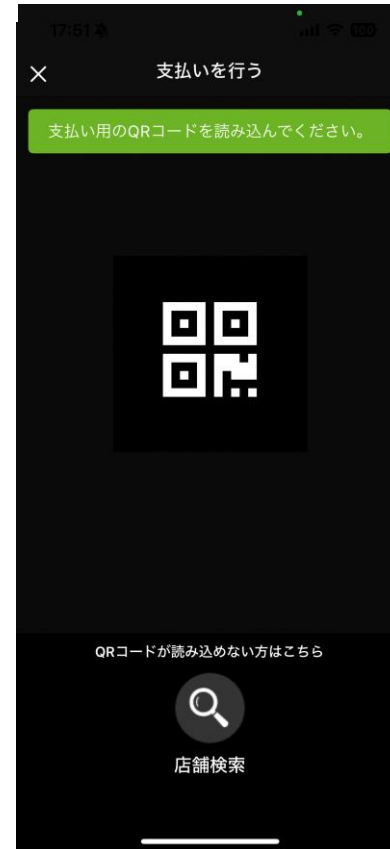
⑥ホーム画面にポイント残高が反映します



ポイントの利用 1 / 2

✓ ポイントを利用します（店舗での支払い）

- ①「この商品券を利用する」をタップ
②初めて利用する場合 カメラへのアクセスを「OK」をタップ
③店舗に設置してある QRコードを読み込み



令和7年度と令和8年度 両方のポイントをお持ちの場合



左右に動かして切り替え

複数種類のポイントをお持ちの場合は、ポイントの券面を左右に動かして切り替えの上、ご利用ください。
(一度のお会計で令和7年度と令和8年度両方のポイントを合算して利用することは出来ません。)

ポイントの利用 2 / 2

✓ ポイントを利用します（店舗での支払い）

④お支払い金額を入力し
「支払い確認」をタップ



⑤店員と内容を確認し
「支払う」をタップ



⑥決済音が鳴り、支払い完了画面が
表示されたら支払完了です



※アプリのデザインや配色は制作中のものであり、実際の提供内容とは一部異なる場合があります。

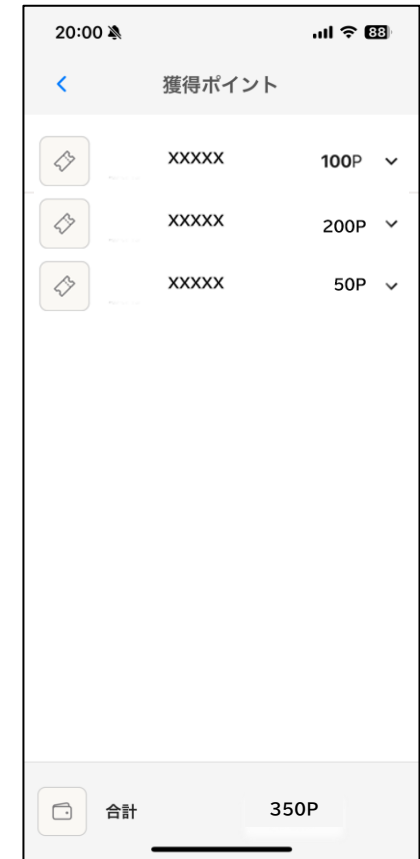
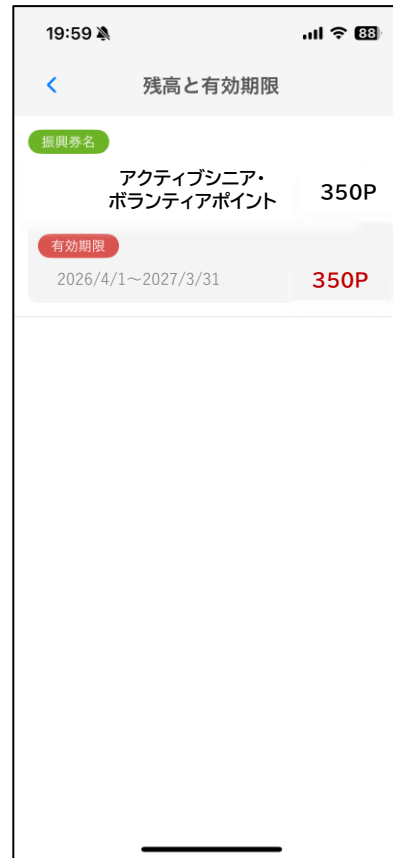
その他アプリの機能（一部）①

✓ アカウントメニュー（残高と有効期限、獲得ポイント）

① 「アカウント」 > 「残高と有効期限」、
「獲得ポイント」をそれぞれタップ

● ポイントの残高と有効期限が
表示されます

● 獲得したポイント数が
表示されます



その他アプリの機能（一部）②

✓ 参加店舗・参加団体の確認方法

タップ

参加団体

いぐすペイ参加団体について

ポイント受取は下の「QRチャージ」ボタンから

令和8年度アクティブシニア・ボランティアポイント

有効期限 2026/4/1~2027/3/31

残高 100P

この商品券を利用する

いぐすペイからのお知らせ

2025/10/17 11:40:00

お店リクエストにご格かくください

参加店舗

ホーム 利用可能店舗 QRチャージ アカウント

いぐすペイ特設ホームページに遷移します

いぐすペイ特設ホームページ

いぐすペイ参加団体一覧

画像はイメージです

※参加店舗の情報はいぐすペイ特設ホームページからも確認できます。

※アプリのデザインや配色は制作中のものであり、実際の提供内容とは一部異なる場合があります。

6 はがきの利用手順

必ずご一読ください

本制度は、これまでにスマートフォンを使用したことがない方や、スマートフォンは持っていますが、これをきっかけにスマートフォンをご活用いただくことも目的の一つとしています。

また、スタンプカードはがきは使用できる店舗が限られてしまうほか、1,000～1,200ポイント溜めるまで利用できないなど、アプリに比べて利便性に劣ります。

「スタンプカードはがき」の配布については、真にスマートフォンの利用が困難な方に限定していただくようご協力をお願いいたします。

【はがき】カード配布～スタンプ、ポイント付与～ポイント利用の流れ

1. スタンプカードの配布

- ・アプリの利用が困難な方にはがきをお渡しする。
- ・2回目活動日以降は、既に受け取っているはがきを持参し、利用してもらう。

※既定のポイントが貯まり、投函したことで手元にはがきがない場合は再度新しいはがきをお渡しください。



ここがポイント！

1. はがき1枚で申請できるポイントは1000ポイント～1200ポイント。
2. 合計がそれ以上になる場合は、新しいはがきに繰り越してご利用ください。

2. スタンプの押印、はがき投函

- ・はがきのスタンプカード面に
 - ①活動日
 - ②参加団体名
 - ③参加団体ID(スターターキット送付状に記載)
 - ④ポイント数上記の4つすべてが正しく記載されていることを必ず確認した上で、スタンプを押す。

※日付を遡ってのポイント付与は出来ません。必ず活動日当日に上記を記載いただき、スタンプを押してください。

※空欄があって申請された場合、審査に通過されず、事務局からポイントの付与が出来ない場合がございます。空欄の項目がある場合は、団体様で追記のサポートをお願いいたします。

ポイント

👉 ※スタンプを押す際、1200ポイントを超えることが確認された方には新しいはがきをお渡しいただき、超過分と分かるように繰越ご記入いただくようご案内お願いいたします。

- ・1000ポイント～1200ポイント貯まったら、投函の案内
【住所】 【氏名(漢字・フリガナ)】 【性別】
【生年月日(西暦)】 【電話番号】
【介護保険被保険者証番号】 ※必須
上記はしっかりと分かりやすい字で記入してもらうよう、参加者様にご案内ください。

3. ポイント付与

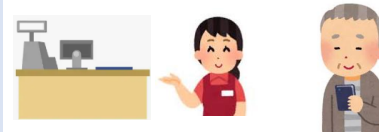
- ・はがきを受理した事務局が内容確認後、対象店舗で1000円～1200円分(投函時のポイントに準じる)として利用可能なQRコードを貼付したはがきを **参加者様** へ返送いたします。
※不備があった場合は、参加者様へコールセンターからご連絡をしたり、ポイントを付与しないままご返送し、再提出をお願いする場合がございます。



※イメージ

4. ポイント利用

- ・対象店舗でのお会計時にQRコードを提示し、店舗スタッフにQRコードを読み取ってもらうことで、支払いを行う。



支払完了！

【はがき型ポイントカードの記入例】

※令和7年度のスタンプカードはがき(往復はがき)は、令和8年度は使用できません

郵便はがき
料金受取人払郵便 980-8781

仙台中央局 承認 1183

差出有効期間 2027年3月31日まで

宮城県仙台市 青葉区中央4丁目7番22号 株式会社日本旅行東北 仙台支店内
仙台市アクティブシニア・ボランティア制度 運営事務局行

〒○○○-○○○
宮城県仙台市○○区△△...

フリガナ ミヤギ タロウ
氏名 宮城 太郎

生年月日 西暦19 xx年xx月x日 性別 男 女・他

電話 △△△ - ×××× - ○○○○

介護保険被保険者証番号 ※10桁の数字

上記の欄を全てご記入の上、個人情報保護シールを貼って投函ください。

異なる団体であれば同日に何回でも活動することができます。一方で、内容の異なっても同じ団体で同日に複数回活動することは出来ません。ポイント付与対象外となります。

日にちを遡っての付与は原則できません。活動するごとに記録を行ってください。

速やかに返送手続きを行うため、はっきりと分かりやすい文字でご記入ください。

令和8年度アクティブシニア・ボランティアポイント

No.	①活動日	②参加団体名	③団体ID	④ポイント	スタンプ
(例)	8/1	○○○クラブ	A000	150	
1	4/1	○○○クラブ	A000	150	
2	4/1	△△△の会	A001	150	
3	6/2	×××センター	B000	300	
4	6/10	□□□クラブ	K000	200	
5	10/2	□□□クラブ	K000	200	
6	/				
7	/				
8	/				
9	/				
10	/				

上記に記入、スタンプを押したものを1000~1200ポイントたまったら投函してください。
【最終投函日:令和9年3月5日※当日消印有効】
※アプリへポイント移行をご希望の際は、いぐすペイコールセンター(050-5526-2669)へご連絡ください。

- ①活動日
- ②参加団体名
- ③参加団体ID
※参加団体IDはスターキット送付状に記載しています。
- ④ポイント数

上記4項目が正しく記載されていることを必ず確認してから、スタンプを押してください。空欄の項目があった場合には、追記のサポートをお願いします。

※介護保険被保険者証番号は本制度の参加対象者であるかを確認するために重要な情報です。記載漏れや、間違いのないよう必ずご確認ください。空欄の場合、投函されてもポイントが付与できない場合がございます。

1200ポイント以上になる場合は、超過分を次のはがきに繰り越してください。申請は、1000ポイント~1200ポイント以内で投函ください。

7 よくある質問と お問合せ先

よくあるご質問

ご質問	ご回答
ポイント付与の対象者を「65歳以上」に限定するのはなぜか。	本制度は、65歳以上の高齢者の健康寿命の延伸などを目的とする厚生労働省の地域支援事業交付金を活用した事業となっており、65歳以上の方を対象とした事業にしか充てられないことから、このような制限を設けております。
予算の上限に到達したらどうなるのか。参加者にはどのように知らせるのか。	予算の上限に到達した場合、そこでポイント付与は終了となります。参加者には、ホームページへの掲載及びアプリへのプッシュ通知にてお知らせします。
1日あたりの付与上限などはあるのか。	同じ団体・施設での活動は1日1回ですが、1日にポイント付与の対象となる活動を複数個所で行った際は、それぞれの活動でポイントが付与されますので、1日当たりの付与上限はありません。
ポイントは所得税法上の取り扱いはどうなるのか。	雑所得になります(ポイントを使用した日の属する年の収入となります)。
何月何日現在、仙台市に住民登録がある市民が対象なのか。	アプリダウンロード時点で仙台市民であることが必要です。なお、ダウンロード後に市外へ転出した場合は、その後の活動及びポイントの利用は対象外となります。
65歳かどうか、仙台市民かどうかはどのように確認するのか。	ご登録いただく介護保険被保険者証番号により確認します。
介護保険被保険者証をなくした場合はどうすればよいのか。	<p>介護保険料決定通知書(4月は年金差引きの方のみ《仮徴収》、6月は65歳以上の方全員に送付されます)の「通知書番号」も同じ番号となります。 介護保険料決定通知書も紛失された場合は、以下の窓口で、介護保険被保険者証の再発行の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)区役所 介護保険課 介護保険係 (2)宮城総合支所 障害高齢課 高齢者支援係 (3)秋保総合支所 保健福祉課 福祉係

よくあるご質問

ご質問	ご回答
ポイントの有効期限はあるか。	令和7年度に獲得した分も含め、令和9年3月31日までとなります。なお、ポイントの付与は令和9年2月28日までとなります。
スマホを使わない方への対応について、1,000ポイントたまらないと二次元コードを発行してもらえないとのことだが、来年の2月末時点で1,000ポイントたまっていない場合、ポイントの利用はできないのか。	2月28日時点で1,000～1200ポイントたまっていない場合は、3月2日～3月5日までの間にたまった分のスタンプカードはがきを投函し、事務局あてに返送いただくことで、たまったポイント分の金額の二次元コードがついたはがきを返送します。(3月5日当日消印まで有効) なお、二次元コードがついたはがきが返送されるまで、最短で2週間ほどお時間をいただきますので、余裕を持って投函いただく必要があります。
スタンプカードはがきでの実績確認のスタンプは、専用のものを使うのか。	不正付与防止のため、専用の物を用意いたします。
スタンプカードはがきからアプリ、アプリからはがきへの変更は可能か？可能な場合、二重利用はどう防ぐのか。	スタンプカードはがき→アプリへの変更は可能です。これまでの活動で記録されたはがきや、二次元コードがついて送られたはがきは、情報確認のために事務局へ返送いただく必要がございます。一連の流れについてはコールセンターよりご案内させていただきますので、お問合せください。 一方、アプリ→スタンプカードはがきへの変更は、アプリを使いながらはがきを使用された場合、タイムラグが生じ、二重利用を防ぐことが難しいため、原則は不可となります。やむを得ない事情のある場合は、同様にコールセンターまでご相談くださいませ。
スタンプカードはがきからアプリへの変更(移行)を希望する場合はどうすればよいか。	アプリ利用者本人からコールセンターにお問い合わせください。移行までの流れをご案内いたします。 アプリ移行に際して参加者様はスタンプカードはがきを事務局に返送。 すでにアプリ登録済みの方は、アプリのからログアウトしていただく必要があります。 ※スタンプカードはがきの余白には「アプリ移行希望の旨であること」と「移行希望メールアドレス」を記載の上、ポスト投函をお願いいたします。 移行作業完了までは、事務局にスタンプカードはがきが到着後、概ね5営業日ほどお時間をいただいております。
アプリの登録をしたいが、スマートフォン操作が困難である。対面で操作をサポートしてもらえる窓口はないか。	【杜の都スマホ教室】 スマートフォン操作に関する相談窓口を各区役所に設置しており、無料でスマートフォン操作に関するお悩み解消をサポートします。電話からお申込みください。 電話番号：011-211-6128(平日9:30-17:00) その他にも、市内の携帯・スマホショップにて「いぐすペイ」に関する情報提供を実施している場合があります。お問い合わせは各店舗へ直接お問い合わせください。

よくあるご質問

ご質問	ご回答
なぜ「団体運営の担い手」と「参加者」のポイントに差があるのか	自身の健康や地域のためにご活動いただくことも、本事業の趣旨に合致するものではありませんが、加えて、ほかの方に活動の場を提供することは、社会の持続性を確保するとともに、自身のための日々の活動に比べ、労力がかかることなども踏まえて、ポイント数を整理いたしました。
アプリで誤ったポイント数でポイント獲得をしてしまった場合はどうすればよいか。	アプリ利用者本人からコールセンターにお問い合わせください。 誤って獲得したポイントの情報(獲得日・獲得ポイント数等)を確認の上、ポイント取消処理を行います。 なお、作業完了までに概ね3営業日ほどお時間をいただいております。
団体に所属しない人は対象にならないのか。	団体に所属しない方も対象となります。例えば、「老人クラブが主催する、会員に限定しない地域の清掃活動に個人で参加」、「特別養護老人ホームが募集する傾聴ボランティアに応募」、「地域包括支援センターの介護予防教室に参加」、「介護予防月間のイベント(講演会聴講等)に参加」などでもポイントは付与されます。
介護・フレイル予防や地域福祉活動の推進に関するイベントや教室はどういったものが対象になるのか。	仙台市が11月に実施する介護予防月間の各イベントや、地域包括支援センターが実施する介護予防教室などが対象になりますが、各主催者が地域へ配布するチラシなどでお知らせするほか、全市的に実施する対象イベントは、アプリのプッシュ通知などでもご案内します。 なお、対象となるイベントの範囲は、8月1日から拡大する予定です。
町内会や社協登録のサロンでの活動、仙台市が委託・補助・指定等で関わっていない施設・団体でのボランティア活動などは、令和8年度も対象外なのか。	現在、令和7年度のモデル事業でいただいた声を踏まえ、町内会や社協登録のサロンでの活動を含め、幅広い活動を対象とする方向で調整中です。 対象活動の拡大は8月1日を予定しており、詳細は市政だよりや仙台市のホームページなどでお知らせいたします。
民生委員活動が対象にならないのはなぜか。	民生委員活動は、厚生労働省の委嘱により行うものであり、「無償のボランティア活動」とは区別すべきものと考えておりますが、民生委員・児童委員の職務としての活動(会議・研修等、相談・支援、見守り活動等)ではなく、個人としてアクティブシニア・ボランティアポイント制度の対象の活動に参加する場合は、ポイント付与の対象となります。

よくあるご質問

ご質問	ご回答
ポイントの利用可能店舗はどのように選定するのか。	利用可能店舗は、市内で営業している店舗のうち、制度への参加を希望する店舗で、申し込みのあった店舗から、一定の条件、例えば風営法第2条第5項に該当する営業形態である場合や暴力団が関係している場合など、公序良俗に反する店舗を除いて選定します。
参加店舗はどのように確認できるのか。	いぐすパイ専用ホームページ、仙台市のホームページ及びアプリで確認が可能です。
ボランティアや介護・フレイル予防活動をしたと思ったら、ポイントをもたらる活動をどのように探せばよいのか。	専用ホームページに掲載します。活動の種類や住所、また団体名などのフリーワードによる検索が可能です。 なお「介護予防自主グループ」および「老人クラブ」に関しては個別の団体名掲載は行っておりません。 介護予防自主グループ・・・お住いの地域の地域包括支援センターまでお問い合わせください。 老人クラブ・・・地域の老人クラブの活動状況の確認は、お住いの区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課、または仙台市老人クラブ連合会(伊達なクラブ仙台)までお問い合わせください。
取り組み団体や店舗の登録に期限はあるか。	登録期限はありません。1年を通して申請いただけます。
不正利用はどのように防ぐのか。	アプリインストール時の登録項目に被保険者証番号の入力を必須とすることで65歳未満の市民や市民でない方の登録を防ぐとともに、説明会や説明資料などにより「定期的にポイントの付与状況の確認を行い、一定の基準により団体や参加者へ確認し、ポイントの付与を取り消す、使用済みの場合には返金してもらうこともある」ことを説明し、不正利用を未然に防止いたします。
ポイントの不正取得を防ぐ仕組みは。	ポイントの不正取得を防ぐため、ポイントの付与状況を事務局でモニタリングし、疑義がある場合には直接参加団体や利用者に確認するとともに、活動記録をご提出いただき、事務局で照合いたします。 参加団体には、一定の活動記録を付けていただき、疑義がある場合には活動記録をご提出いただくことで確認を行います。
老人クラブの社会奉仕活動のうち、「一人暮らし高齢者への声掛け」など、会員が時間の空いた時に電話をしたり訪問したりしているような活動は、どのようにポイントを付与するのか。	代表者が報告を受けるなどして実績確認ができた場合は、ポイント付与の対象となります。ただし、1日に複数件の電話や訪問を行った場合でも、ポイントは1日につき1回分(150ポイント)の付与となります。

よくあるご質問

ご質問	ご回答
<p>アプリの初期登録に時間がかかるように見受けられる。団体として、会の運営をスムーズに行うために、スマートフォンを所有している方にもスタンプカードはがきで対応してもよいか。</p>	<p>本制度は、これまでにスマートフォンを使用したことがない方や、スマートフォンは持っていても限定的な使用にとどまっていた方が、これをきっかけにスマートフォンをご活用いただけるようになることを目的のひとつとしています。</p> <p>アプリのインストールについては、ホームページへ詳細を掲載しているほか、コールセンターのご案内やマニュアルの20ページ以降をお見せするなどし、アプリでの対応にご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、想定以上の使用があった場合、事業費が予定より早く上限に達し、事業の早期終了につながる可能性もありますので、アプリの使用にできるだけご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>スマートフォンへのインストールができないとの申し出でスタンプカードはがきで対応した方から、「インストールできたので、スタンプカードはがきを返却するのでアプリに付与してほしい」などの申し出があった場合には、対応してもよいか。</p>	<p>参加団体のご判断により、スタンプカードはがきで確認し、回収したうえで、アプリへ付与しても差し支えありません。</p> <p>(1日に2回分の付与はできないことから、次回活動時にまとめて付与することはできませんので、次回活動日までにご対応いただく必要があります)</p>
<p>「スマートフォンへのインストールがこの場でできないので、自宅で家族などに手伝ってもらってインストールしてくるので、後でアプリへポイントを付与してほしい」などの申し出があった方に、後でアプリへの付与に対応してもよいか。</p>	<p>参加団体のご判断により、団体が記録を確認したり、団体が仮押し用のカードなどを作って確認するなどして、後でアプリへ付与しても差し支えありません。</p> <p>(1日に2回分の付与はできないことから、次回活動時にまとめて付与することはできませんので、次回活動日までにご対応いただく必要があります)</p>
<p>スタンプカードはがきが不足した場合はどのようにすればよいか。</p>	<p>コールセンターに、登録の団体名や団体ID、必要な枚数をご連絡いただければ、お送りいたします。</p> <p>原則、事務局に登録いただいている住所(スターターキット送付先住所)への送付となります。</p> <p>なお、スタンプカードはがきには郵送料も含まれており、想定以上の使用があった場合、事業費が予定より早く上限に達し、事業の早期終了につながる可能性もありますので、アプリの使用にできるだけご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>アプリの新規登録者向けの特典はあるか。</p>	<p>制度の利用にあたり、スマートフォンの操作などが介護・フレイル予防に効果が期待できることから、アプリをより多くの方に活用いただくため、アプリ「いぐすペイ」をダウンロードし、登録を完了した方に500ポイントを付与する「アプリ「いぐすペイ」登録キャンペーン」を実施予定です。詳しくはいぐすペイホームページ等でお知らせいたしますので、この機会にぜひご登録ください。</p>

よくあるご質問

ご質問	ご回答
連合町内会として実施する活動もポイント付与の対象となるのか？	連合町内会が主催する活動も対象となります。連合町内会が参加者にポイントを付与する場合は、連合町内会として参加団体の登録を行っている必要があります。なお、連合町内会に加入している単位町内会が参加団体の登録を行っている場合であっても、当日に同じ活動でポイント付与ができるのは、いずれか一方からのみとなります。
「対象となる活動(例)」に記載されている活動であれば、企画会議や準備活動への参加についてもポイント付与の対象となるのか？	「対象となる活動(例)」に記載されている活動であっても、ポイント付与の対象となるのは実際に催しや講座等の当日に参加した場合となり、企画会議や準備活動への参加については対象となりません。また、各団体の運営上、それぞれの活動の参加者に対し、交通費等の実費弁償に留まらず、謝礼等を支給している場合(有償の場合)は対象となりません。
公園愛護協力会と合同で町内会の清掃活動を実施しているが、ポイント付与対象となるのか？	町内会活動として参加する方に対しては、町内会としてポイント付与を行うことが可能です。なお、公園愛護協力会の活動としてのみ参加する方にポイントを付与する場合は、公園愛護協力会として個別に参加団体の登録を行っている必要があります。

Q&A (ポイント付与団体の登録)

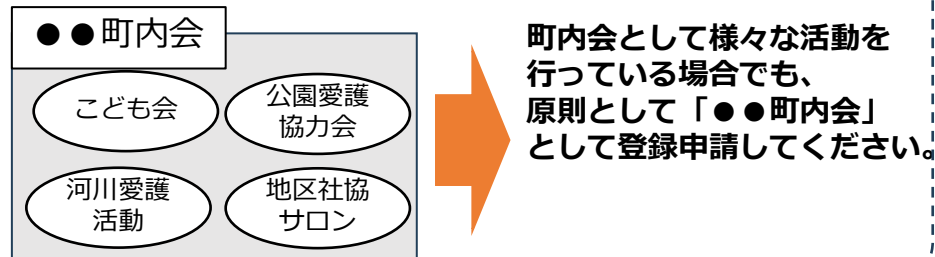
Q ポイント付与団体の登録は団体で1つであり、活動の内容ごとに登録する必要はないのか？

A 原則として、登録は1団体につき1つです。

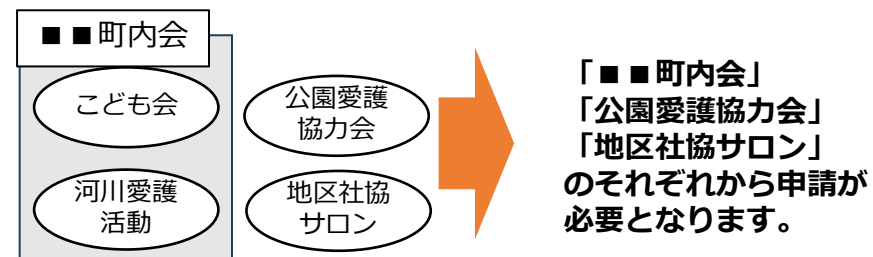
なお、規模が大きく下部組織としていくつもの活動グループがあるなどの場合は、その活動グループごとに申請をいただいても構いません。その場合は、申請団体の名称を「●●団体(△△部)」などと記載し、下部組織であることがわかるようにご申請ください。

【登録申請のイメージ】

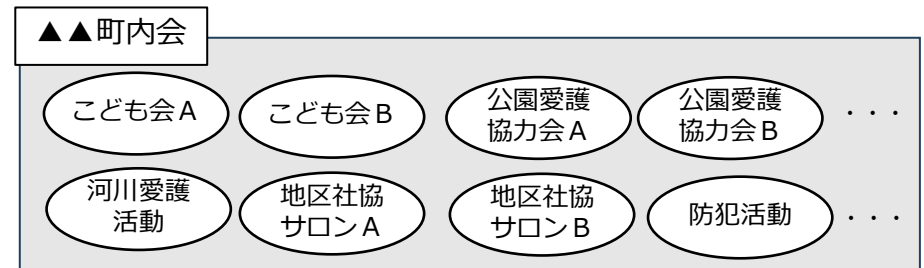
例① (原則)



例③ (町内会から独立した活動団体がある場合)



例②(町内会の活動規模が大きい場合など)



「▲▲町内会(こども会A)」、「▲▲町内会(こども会B)」、「▲▲町内会(公園愛護協力会A)」・・・などとして、個別に登録申請を行っていただいても構いません。

ただし、上部組織(町内会)が主体となって行う活動については、別途「▲▲町内会」としてのお申込みをお願いいたします。

※可能な限り、原則(例①)に沿った申請にご協力ください。

※上部組織(町内会)との関係が把握できるように、記載例にならって申請団体名を記載ください。

Q&A（ポイント付与団体の登録）

Q 同一人物が3つの会の会長を兼ねている。団体が違う時はそれぞれ申請が必要か

A 団体が異なる場合は必要です。会長が同じ場合であっても、お手数ですが、団体ごとにご申請をお願いいたします。

Q 地区社協はサロンごとの登録だが、運用をきちんとできればブロック単位での申請も可能か？

A 可能です。その場合は、例えば「〇〇サロン（～～ブロック）」などブロックの違いがわかるように団体名をご申請ください。

Q 活動報告書を出す必要はあるか

A アクティブシニア・ボランティアポイント制度に関し、仙台市地域包括ケア推進課やいぐすペイ事務局へ提出する報告書はございません。

Q 町内会としてポイント付与団体の登録（活動区分①）を行っているが、イベント（夏祭りなど）を行う際には、別途活動区分③の登録申請が必要なのか。

A 町内会の活動（活動区分①）としてイベント等を行われる場合は、活動区分③としての個別の登録申請は必要ありません。

Q&A（ポイントの付与方法、管理方法など）

Q ポイント付与行為やポイント付与セットの管理は、団体の代表者が行わないといけないのか？

A 必ずしも代表者が行う必要はございません。代理の方が管理していただいても結構です。

Q 個人が複数人分のポイントをまとめてもらうことはできるか。

A できません。ポイントはお一人お一人が獲得・使用するものになります。

Q 1町内会で複数のサロンをやっている。それぞれに会長が活動のたびに付与しにいかないといけないか

A 付与する方は必ずしも会長である必要はなく、各活動の代表者の方へ預けていただいてもかまいません。

Q 町内会の中にいくつも班があるが、QRコードは1枚しかもらえないのか

A 原則として1団体に1つのQRコードの配布となります。

なお、「団体運営の担い手」に係るポイント付与の対象となる団体については、300ポイント及び150ポイントの2種類が配布されますが、それぞれ1枚ずつのお渡しとなります。

Q 町内会としてポイント付与履歴（誰に、何の活動で、いつ）を管理したい場合、ウェブ上でポイントの付与状況などを確認できるものはあるのか？

A 市民の方向けの管理システムはございません。もし団体としての総付与ポイント等を確認されたい場合は、コールセンターまでご連絡ください。

Q ポイント付与の対象者を「65歳以上」に限定するのはなぜか

A 本制度は、65歳以上の高齢者の健康寿命の延伸などを目的とする厚生労働省の地域支援事業交付金を活用した介護保険制度に基づく事業となっていることから、対象を65歳以上の方としております。

Q&A（ポイントの付与方法、管理方法など）

Q 300ポイント（団体運営の担い手）と150ポイント（一般参加）は、どのように分けてポイントを付与すればよいか？

A 300ポイント用のQRコード、150ポイント用のQRコードの2種類を配布いたしますので、それぞれ使い分けていただきますようお願いいたします。

Q 町内会として、毎日ラジオ体操をする場合、毎日付与してもいいのか？

A 毎日付与していただいてもかまいません。ただし、年間のポイント付与上限は5,000ポイントとなります。

Q 団体に所属していない人はポイント付与の対象にならないのか

A 団体に所属していない方でも、活動に参加される場合は「一般参加」として対象となります。

Q 65歳かどうか、仙台市民かどうかはどのように確認するのか

A ご登録いただく介護保険被保険者証番号により確認します。

Q&A（連合町内会、共催イベント）

Q 連合町内会として実施する活動もポイント付与の対象となるのか？

A 連合町内会が主催する活動も対象となります。連合町内会が参加者にポイントを付与する場合は、連合町内会として参加団体の登録を行っている必要があります。なお、連合町内会に加入している単位町内会が参加団体の登録を行っている場合であっても、当日に同じ活動でポイント付与ができるのは、いずれか一方からのみとなります。

Q 子供会や老人会として独自に活動している場合は、どのような申請方法になるか？

A それぞれの団体ごとに申請が必要となります。

Q 連合町内会が本制度に不参加で、連合町内会のイベントに単位町内会で参加した場合、単位町内会として付与していいのか。

A 単位町内会として付与していただいてもかまいません。ただし、その場合は制度に参加している団体と参加していない団体で、取扱いに差が生じることについては、あらかじめご了承ください。

Q 1日1回しか同じQRは読み込めないとのことだが、共催の場合はどうなるのか？

A 複数の団体が共催で活動する場合は、代表する1団体のQRコードを読み取り、ポイントを付与していただくようお願いします。1つの活動につきポイント付与は1回となりますので、それぞれのQRコードを読み取って複数回ポイントを獲得することのないよう、取扱いにご留意ください。

Q&A（ポイント付与の対象となる活動）

Q 役員や班長に対しては、年間を通して役員報酬を支給しているが、その場合は「無償の活動」とみなされず、役員はポイントを獲得できないのか？

A 役員や班長等に対する報酬が、主として町内会の運営に係る役員等の職務に対して支給されており、地域清掃や防犯活動、各種行事など、個別のイベントや活動を行うごとに支給されるものではない場合は、役員等がイベントや活動を行った場合にポイントを付与していただいて構いません。

Q 福祉委員、地域福祉活動推進員、民生委員協力員の活動はポイント付与の対象になるか。

A 無償での活動の場合は対象となります。なお、本制度は、個人単位でのポイント付与団体の登録は想定しておりませんので、地区社会福祉協議会など、それぞれの活動を取りまとめている団体において、ポイント付与団体の申請を行っていただく必要がございます。

お問合せ先

コールセンター

【名称】

いぐすペイコールセンター

(仙台市アクティブシニア・ボランティアポイント制度)

【受付期間】

2026年4月1日～2027年3月31日

【受付時間】

平日および土日祝 午前9時～午後5時(年末年始を除く)

※令和8年4月1日より、土日祝日も対応となりました。

【TEL】

050-5526-2669 [通話料がかかります]



特設ホームページ

